

C h e e r

(2017年度第2号) 2017/06/22

[若手教職員向け高教組通信]

長崎高教組は
若い教職員の皆さんを
応援します

発行責任者：高教組書記長 馬場 隆

今回のボーナスは期末手当1.225月、勤勉手当0.85月です

夏のボーナスの支給が近づいてきました。今回は、ボーナス(期末手当・勤勉手当)がどのようにして算出されるかを中心にお伝えします。

ボーナスの金額は年度によって増減しますが、その増減の最大の要因は、支給月数の増減です。ボーナスの支給月数は、前年の秋に行われる高教組と県教委の交渉の結果に基づいて確定します。昨年秋の交渉の結果、人事院・人事委員会勧告どおりの年間0.1月増となり、今年6月の支給月数は2.075月となっています。内訳は、期末手当が1.225月、勤勉手当が0.8月です。

期末手当の算出のしかた

期末手当基礎額×支給割合×在職割合で算出されます。それぞれの内容は、

①期末手当基礎額は、給料月額＋調整額＋教職調整額＋扶養手当＋地域手当＋職務段階別加算額(※)の額です。

※職務別段階加算額とは、(給料月額＋調整額＋地域手当)×加算割合で算出された額で、この加算割合は経験年数等で次のように決まっています(これも交渉して改善させたものです)。

職種	5%	10%
行政職	係長級	課長補佐級又は係長級で4級
教育職1級	大卒経年13年	大卒経年25年
教育職2級	大卒経年10年	

(注)大卒経年とは大学卒業の年齢(22歳)で採用された後の経験年数です。大卒が条件ということではありません。採用の年齢が22歳を超えていた場合は、それまでの経歴(民間で就職していた期間や学生だった期間等)を規定に従って経験年数として換算します。これを「前歴換算」といいます。自分が大卒経年で何年になるのかは、事務室で確認しておいたほうが良いでしょう。

②支給割合は、6月は1.225、12月は1.375で、これを支給月数とよんでいます。

③在職割合は、基準日(6月1日)以前6ヶ月の在職状況によって決まり、在職期間が6月は100%、5～6月未満は80%、3～5月未満は60%、3月未満は30%となっています。

在職期間ですから、新卒で4月採用の人は3ヶ月未満で30%です。臨採をしていた人は、その期間は在職期間に入ります(しかし、3月31日は在職していないので6ヶ月未満となります)。産休や病休の期間は在職期間に入りますが、休職や育児休業はその半分の期間が除算されます(育休で1ヶ月以下は除算なし)。昨年12月2日から基準日までずっと育児休業の場合は0%となります。

勤勉手当の算出のしかた

勤勉手当基礎額×期間率×成績率で算出されます。それぞれの内容は、

①勤勉手当基礎額は、給料月額＋調整額＋教職調整額＋地域手当＋職務段階別加算額の額
※期末手当と違って扶養手当が入りません。

②期間率は基準日(6月1日)以前6ヶ月の勤務期間によって決まります。6月は100%、5.5～6月未満は95%、5～5.5月未満は90%、4.5～5月未満は80%、4～4.5月未満は70%、3.5～4月未満は60%、3～3.5月未満は50%、2.5～3月未満は40%、2～2.5月未満は30%、1.5～2月未満は20%、1～1.5月未満は15%、0.5～1月未満は10%、0.5月未満は5%です。

1ヶ月を超える育児休業期間、30日(休日を除く)を超える病気休暇・介護休暇・療養休暇等は勤務期間から除かれます。

③成績率は6月も12月も0.85です(実際は細かい端数がつきます)。これを支給月数とよんでいます。しかし、名称が示しているように元々は各職員の「勤務成績」に応じて差をつける趣旨があり、校長は2007年度から差別支給が始まりました。全国的には、一般の教職員へも差別支給が導入されてきていますが、長崎高教組は差別支給の導入に反対し、ボーナスはすべて期末手当に一元化することを要求しています。

☆裏面にボーナスに関連する給料月額・調整額・教職調整額・扶養手当・地域手当について解説していますので、給料日にもらった給料明細と見比べながら読んでみてください。

銀行コード	所属	職員番号	表級号給	氏名	現金額
			E 2 - 1 6		

支給	給料	調整額	教職調整額	管理職手当	扶養手当	地域手当	特地手当	準特地手当	通勤手当
	A	B	C	D	E				
	住居手当	時間外休日夜間	農林漁改手当	教員特別手当	産教手当	定通手当	初任給調整手当	月額特勤手当	実績特勤手当
	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	育児休業給	単身赴任手当	管理職特別勤務			支給総額

給与明細の「給料」(A)の金額(「給料月額」)は最上段の「表級号給」に対応しています。「表級号給」とは、どの給料表の何級の何号給かということです。教職員の賃金はいくつかの職種ごとに給料表が異なります。教諭・実習教諭・養護教諭などの教育職は「教育職給料表」、事務職は「行政職給料表」、現業職は「現業職給料表」が適用されます。右の表は「教育職給料表」です(注1)。

「教育職給料表」は1～4級に分かれていて、若い実習教員や講師などは1級、教諭・養護教諭や年配の実習教員は2級、指導教諭・主幹教諭が特2級、副校長・教頭が3級、校長が4級の給料になります。

次に「号給」ですが、これは勤務年数で変わります。初任給は、教諭で大学新卒で正規採用された場合が2級の1号給です。新卒採用以外の場合は、表の面に記載している「前歴換算」がされるので、1号より上の号給が初任給となります。2年目以降は4月に「昇給」になり、原則として4号上の号給となります(注2)。

上の給料明細の「表級号給」は「E 2 - 1 6」と表記されていますが、これは教育職給料表の2級の16号給ということで、右の給料表でみると226,600円となります。

(注1) 給料表の金額は、毎年秋の高教組と県教委の交渉で確定します。

(注2) 現在は全員が同じように昇給しますが、県は、「成績」によって昇給に差をつける制度にすることを検討しています。高教組は現在の制度を維持することを求めています。

教育職給料表

号	1級	2級
1	155,200	199,500
2	156,700	201,200
3	158,200	202,900
4	159,200	204,600
5	161,400	206,400
6	163,300	208,100
7	165,100	209,800
8	166,900	211,400
9	168,700	213,200
10	170,800	215,100
11	172,800	217,000
12	174,800	218,900
13	176,800	220,600
14	179,000	222,600
15	181,200	224,600
16	183,400	226,600
17	185,700	228,500
18	188,300	231,200
19	190,800	233,900
20	193,300	236,600

※2 1号以上及び特2級・3級・4級は省略
1級は153号
2級は145号 まで

B 調整額

同様な職務の級に属する他の職員に比べ、著しく特殊な職務をしている職員に対して、その特殊性に基づいて、給料月額に上乘せして支給されるものです。学校現場では、特別支援学校に勤務する教育職員(教諭・養護教諭・実習教員など教育職給料表の該当者)に支給されています。金額は次のようにして計算されています。

(給料表の級に応じた調整基本額) × 調整数
※調整基本額は教育職2級の場合、11,000円
(35号給以下は減額あり)

※調整数も交渉によって決定するのが原則ですが、現在は1になっています。

C 教職調整額

「義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法」(給特法)に基づいて、教育職員に対して給料月額(A)の4%が支給されます。

給特法では教育職員には時間外手当や休日手当を支給しないことが定めてあることをみて、この教職調整額が時間外手当等の代わりであるかのように言う人がありますが、そうではありません。そもそも給特法は教育職員の時間外勤務を、職員会議などの限られた業務(限定4項目)

で、臨時又は緊急にやむを得ない場合だけに限定しているのですから、日常的な業務で教育職員に時間外勤務をさせることは違法です。

D 扶養手当 (今年度は経過措置の期間中)

扶養親族のある職員(臨採を除く)に支給されます。今年度の支給額は次のとおりです。

・配偶者… 10,000円 ・子… 8,000円

・60歳以上の父母など… 6,500円

※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子は5,000円加算

※配偶者がいない場合は、扶養親族のうちの1人は9,000円

※年間所得の見込みが130万程度以上の場合は扶養親族になりません。

D 地域手当

学校のある地域における民間の賃金水準を考慮して県の人事委員会が定める学校に勤務する職員に支給されます。現在は合併以前の長崎市にある学校と鶴南特別支援学校の教職員に支給されています。支給額の計算は次のとおりです。

(給料月額 + 調整額 + 教職調整額 + 扶養手当) × 3%